

鹿児島国体の延期に伴う対応について

I. 第75回大会総合成績の取り扱いについて

- ・第75回冬季大会については成績を確定とし、男女総合成績（天皇杯）および女子総合成績（皇后杯）の順位については空位とし確定しない。

II. 本大会における参加資格の対応について

1. 第75回本大会に関わる参加・不参加の取扱いについて

- ・第75回本大会は、既に終了している予選会を含め、全選手「不参加」として取り扱う。
- ・第75回本大会に係る、ふるさと選手の登録についても「無効」として取り扱う。
※ただし、下記2.②に示す事例については、特例として取扱う。

2. 第76回大会以降の参加資格に関わる対応について

① 空白期間のカウントについて

【開催基準要項細則】

前々回又は前回の大会に選手又は監督として参加した者が異なる都道府県から参加する場合には、2大会以上の間を置かなければならない。

【対応案】

第75回本大会については、「不参加」として取扱い、通常通り空白の1年としてカウントする。

(例)	第73回大会 2018年	第74回大会 2019年	第75回大会 2020年	第76回大会 2021年	第77回大会 2022年
A選手	福井県 (居住地)	—	—	三重県 (勤務地)	三重県 (勤務地)

② ふるさと選手制度について

【ふるさと選手制度】

ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。

(例)	第73回大会	第74回大会	第75回大会	第76回大会	第77回大会
B選手	福井県 (ふるさと)	福井県 (ふるさと)	三重県 (勤務地)	三重県 (勤務地)	三重県 (勤務地)

(例)	第73回大会	第74回大会	第75回大会	第76回大会	第77回大会
C選手	福井県 (ふるさと)	—	福井県 (ふるさと)	三重県 (勤務地)	三重県 (勤務地)

※ふるさと選手制度 1 回の利用について、2 年以上連続で使用をした者は、次回大会に 2 大会空けることなく、異なる都道府県から参加することが可能。

⇒通称「ふるさと解除」

【ふるさと選手制度に係る参加資格特例措置】

第 75 回本大会が開催されていた場合、ふるさと選手制度を利用する要件を満たしていた者について、以下の特例を認める。

(ア)第 76 回本大会に参加する選手は、特例として第 74 回本大会のふるさと選手制度利用をもって、ふるさと解除*を適用可とする。

(例)	第 74 回大会 2019 年	第 75 回大会 2020 年	第 76 回大会 2021 年	第 77 回大会 2022 年
D 選手	茨城県 (ふるさと)	—	三重県 (勤務地)	三重県 (勤務地)
	①	(②)	「ふるさと解除」	

(イ)第 77 回本大会に参加する選手は、特例として第 76 回本大会のふるさと選手制度利用をもって、ふるさと解除*を適用可とする。

(例)	第 74 回大会 2019 年	第 75 回大会 2020 年	第 76 回大会 2021 年	第 77 回大会 2022 年
E 選手	×	—	三重県 (ふるさと)	栃木県 (勤務地)
		(①)	②	「ふるさと解除」

なお、卒業小学校の追加については、第 76 回大会 (2021 年) より施行する。

Ⅲ. 新型コロナウイルス感染症に伴う対応について

1. 所属都道府県選択要件の緩和について

【新型コロナウイルス感染症に伴う「第 76 回国民体育大会に係る参加資格特例措置」】

特例対象者

新型コロナウイルス感染症に伴う、都道府県を跨ぐ移動の制限および日本政府の入国制限措置により、4 月 30 日までに開催基準要項で定める参加要件を満たすことが出来なかった者

特例措置案

4 月 30 日までに開催基準要項で定める参加要件を満たすことが出来なかった者については、参加都道府県の子選会参加申込時までに開催基準要項で定める参加要件を満たし、大会終了時まで引き続き当該地に居住又は勤務、通学している者に限り参加を認める。

第76回本大会の中止に伴う対応

I. 成績の取扱い

1. 第76回大会総合成績

⇒開催基準要項細則第8項に基づき対応

- ・第76回冬季大会については成績を確定とし、男女総合成績（天皇杯）および女子総合成績（皇后杯）の順位については空位とし確定しない。

2. ブロック大会の成績

⇒新たに開催基準要項細則第8項へ追記

- ・既に実施済みの予選会については、開催実績として記録できるものとする。
⇒参加資格は「不参加」となるが、既に行われた予選会での成績は有効とする。

II. 第76回本大会における参加資格等への対応

1. 第76回本大会に関わる参加・不参加の取扱い

⇒開催基準要項細則第8項に基づき対応

- ・既に終了している予選会を含め、参加資格上は全選手「不参加」として取り扱う。
※参加申込システムに登録された情報については全て削除。
- ・第76回本大会に係る、ふるさと選手の登録についても「無効」として取り扱う。
※ただし、下記3.②に示す事例については、特例として取扱う。
- ・第76回国民体育大会本大会に出場予定であった選手のうち、希望者に対しては、スポーツ庁が出場資格証明書を発行する。

2. 第76回大会の参加資格違反

- ・既に終了している予選会を含め、参加資格上は全選手「不参加」として取り扱うことから、発生した参加資格違反については処分の対象とはしない。
※該当都道府県へは、担当者へ口頭での注意喚起を行う。

3. 第 77 回大会以降の参加資格

⇒開催基準要項細則第 8 項に基づき対応

※いずれも第 75 回大会中止時と同様の対応

① 空白期間のカウント

【開催基準要項細則】

前々回又は前回の大会に選手又は監督として参加した者が異なる都道府県から参加する
場合については、2 大会以上の間を置かなければならない。

【例】

第 76 回本大会についても、「不参加」として取扱い、通常通り空白の 1 年としてカウント
する。

(例)	第 74 回大会 2019 年	第 75 回大会 2020 年	第 76 回大会 2021 年	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年
A 選手	茨城県 (居住地)	—	—	栃木県 (勤務地)	栃木県 (勤務地)

② ふるさと選手制度

第 76 回大会が開催されていた場合、ふるさと選手制度を利用する要件を満たしていた
者で、特別大会に参加する選手は、特例として第 77 回大会のふるさと選手制度利用をも
って、ふるさと解除を適用可とする。

Ⅲ. 公開競技及びデモンストレーションスポーツ並びに文化プログラムの取扱い

1. 公開競技及びデモンストレーションスポーツ

第 76 回本大会の開催中止決定後は、正式競技と同様の取り扱いとし、中止とする。

2. 文化プログラム

第 76 回本大会の開催中止決定後に、当該大会名を冠して開催することはできない。